

デジタル・プラットフォーム取引透明化法案（仮称）の方向性に対する意見 （パブリックコメント）

2020年1月20日
公益社団法人 経済同友会
代表幹事 櫻田謙悟
政策審議会委員長 富山和彦

今般、内閣官房デジタル市場競争本部事務局から公表された「デジタル・プラットフォーム取引透明化法案（仮称）の方向性」について、以下のとおり意見を述べる。

1. 基本的考え方

経済同友会では、本法案の土台となる「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する中間論点整理（案）」について、2018年11月に意見を表明した¹。同意見で示した考え方を踏まえ、以下の通り意見を述べる。

【本会が重視する視点】

- ① イノベーション（デジタル・プラットフォーム自身によるものと新たなイノベーション挑戦者によるものの両方）を阻害しないこと
- ② デジタルプラットフォームビジネスの特性を踏まえた、縦割りの主体規制型、個別業法型規制の見直し
- ③ 国際的な競争ルールとの整合性に十分配慮し、日本独自のルールとしないこと
- ④ 幅広い専門性と国際性、現実のルール形成・交渉（含む国際ルール）過程に通じ、長期に渡りルール形成・運用・検証・修正を主導できる体制の構築

¹ 経済同友会 『「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する中間論点整理（案）」に関する意見（パブリック・コメント）」（2018年11月27日）
<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2018/181127a.html>

II. 「デジタル・プラットフォーム取引透明化法案（仮称）の方向性」への意見

意見 1（視点①、②に対応）：規制対象

今般の法案の方向性では、規律の対象を、大規模なオンラインモール・アプリストアに限定したうえで、特に取引の透明性・公平性を高める必要性が高い「特定デジタル・プラットフォーム（特定 DPF）」を特定し、その取引行為について、必要に応じ、勧告・公表、措置命令等を行うこととしている点で、主体規制的な側面もある。主体を制限しない行為規制型の規制を採用したために規制対象が膨大となっている EU の経験等を踏まえ、執行業務の実効性を高める観点から対象を絞り込んだことは理解するが、業法的な規律づけになってしまう場合、業種転換等により、規制から逃れることができってしまう。また本規制が業法化すると、業種や業態を固定化し、将来的なイノベーションを阻害するリスクもある。

「デジタル・プラットフォームの透明性・公正性の確保に関する規律を定めることにより、重要な取引基盤としての健全な発展を図り、公正かつ自由な競争を促進する」という同法案の目的に照らせば、潜在的なイノベーターの事業活動を阻害しないためには、特定 DPF に指定される大規模なオンラインモール・アプリストアに限らず、デジタル・プラットフォーム型業態が形成する両面市場において顕著なロックイン効果を及ぼし得る取引行為について、重大な問題事案が明らかになった場合は、必要に応じて何らかの形で射程に入れられる包括的な条文も必要である。

加えて、本規制の対象となる取引行為の評価にあたっては、ロックイン効果によって取引相手が選択肢を失うことで搾取が起きていないか、というレントの問題だけでなく、潜在的なイノベーターである取引先企業のイノベーションの芽が摘まれる危険性や、プラットフォーム上において当該プラットフォーム自身が展開する同種のサービスとの間で公正な競争条件が確保されているか否かも評価要素に入れるべきである。

（参考）上記意見の対応箇所（抜粋）

1. 現状と課題

- 「デジタル・プラットフォームの透明性・公正性の確保に関する規律を定めることにより、重要な取引基盤としての健全な発展を図り、公正かつ自由な競争を促進する必要」

2. 方向性

（1）規律の対象

- 「特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いものを「特定デジタル・プラットフォーム（特定 DPF）」として特定し、主な規律の対象とする」
- 「具体的には、各種調査で取引実態が明らかとなっている大規模なオンラインモール・アプリストアを当面の対象とする」
- 「対象分野追加の検討や施策の見直し等を行うため、『デジタル・プラットフォーム』一般については行政庁が調査」

意見 2（視点③、④に対応）：国際共通ルールの形成促進、組織体制

デジタルエコノミーは容易に越境することから、本法案に基づく規律の実効性を確保するためにも、国際的なルールの中身と執行の両面での調和を急ぐ必要がある。こうしたルール形成において日本がリーダーシップを発揮するためには、専門性の向上等、組織能力の強化を図ったうえで、デジタル市場競争本部が、デジタル市場の評価や競争政策の企画・立案、国内外の関係機関との総合調整を引き続き担うべきである。

（参考）上記意見の対応箇所（抜粋）

2. 方向性

（1）規律の対象

- 「対象分野追加の検討や施策の見直し等を行うため、『デジタル・プラットフォーム』一般については行政庁が調査」

（2）透明性・公平性

- 「特定 DPF 事業者は、行政庁が定める指針に基づいて必要な措置をとり、手続・体制の整備を行う。」
- 「レポートを受理した行政庁は、当該デジタル・プラットフォームの運営状況のレビューを行い、評価を公表。その際、行政庁は、利用事業者の意見も聴取し、関係者間での課題の共有や相互理解を図る。」

（3）公正取引委員会との連携

- 「本法における規律を超えて独占禁止法違反のおそれがあると認められる場合については、公正取引委員会に対し、同法に基づく対処を要請する仕組みも設ける。」

（4）その他の規律

b) 主務大臣

- 「取引に関するルール整備を所管する経済産業省が中心となりつつ、公正取引委員会や総務省の所掌事務に応じて、連携・共同して対応する方向で検討。」

以上